

埼玉県立大学国際交流委員会規程

平成22年4月1日
規 程 第 7 8 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第21条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 地域在住の外国人への支援及び交流に関する事項
- 二 海外の大学との教育交流、学術交流、協定に関する事項
- 三 学生の海外研修、留学に関する事項
- 四 留学生および研修生の受入れに関する事項
- 五 その他本学の国際交流に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 共通教育科長及び各学科長が指名する教員
- 三 副局長
- 四 その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(部会)

第8条 委員会は必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会員は委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会における審議事項は、委員会に報告するものとする。

(関係職員の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができ

る。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、事務局研究・地域連携担当が行う。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。